

原産地証明書の電子化（PDF発給及びデータ交換）

- 我が国が締結する多くのEPAでは、原産地証明書（CO）の発給について、第三者証明制度が採用されている（自己申告制度のみを採用している一部EPAを除く）。
- 現在、COは原則、輸出国発給機関等から紙原本で輸出者に発給され、輸入者に郵送された後、さらに輸入者から輸入国税関に紙原本を提出している。事業者の利便性向上のため、日タイEPA及びRCEP協定では相手国との協議等を通じて、COのPDF発給を実現しており、その他の協定についてもPDF発給に切り替えるべく協議中。
- さらなる利便性向上のため、2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの間で、COのデータ交換の導入に向けて協議を開始。日インドネシアEPAについては、2023年6月から導入予定。
- COのデータ交換では、COは輸出国発給機関と輸入国税関との間で直接受渡しが行われる。これにより、紙原本は勿論、PDF発給されたCOよりもさらに迅速なやりとりが可能となり、COの真正性が確保される。

